

施設等利用費請求書(償還払い用)

提出日を記入

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

《請求上の注意点》

- ① 転出日以降は東大阪市内での給付対象外となるため、転入先の自治体で給付認定手続きと請求手続きが必要です。
- ② 無償化による給付には上限があります。また、給付額の算定にあたり、ご自身で計算していただく必要があります。裏面「5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・・・の償還払い請求の内訳」の欄で計算をしていただきます。(詳細後述)

※鉛筆・消せるボールペン・修正テープは使用しないでください!

請求年月 令和〇年 4月 ~ 令和〇年 5月分

請求対象月を記入

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヒガシオオサカ ハナコ	認定子どもとの続柄	母	生年月日	平成X年〇月〇日
保護者名	東大阪 花子	現住		東大阪市荒本北1丁目1-1	

請求者は口座登録を行った名義人と同一にしてください

「子どもコード」とは？
事前にお送りしております「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の右下に記載されています。(四角に囲まれた数字)

2. 請求者(子ども)の氏名(フリガナ、姓、名)を記入してください

子どもコード	30001234	法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
フリガナ	ヒガシオオサカ ジロウ	生年月日	令和〇年〇月〇日
児童名	東大阪 次郎	上記請求期間の間の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 市内で異動 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出

3. 振込先口座

別紙「口座振込依頼書」とおり。(下記のいずれかにチェック)

<input checked="" type="checkbox"/>	既に「口座振込依頼書」提出済み
<input type="checkbox"/>	請求書と同時に口座振込依頼書を提出

「口座振込依頼書」とは？
市へ提出していただく、振込先の口座の登録依頼書です。園あてに提出される毎月の利用料や諸費を引き落とすための書類とは異なります。
初めて償還払いの請求をされる場合は必ず提出が必要です。
※以前に口座を登録されている場合も、下記のようなケースは再度提出が必要です。
・振込先の口座を変更される場合
・登録済みの口座の名義変更をした場合 等

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	スクラムビョウジホイク	施設・事業名	スクラム病児保育	所在地	〒888-8888 東大阪市荒本1丁目1-1 電話: XXX-0000-□□□□	
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input checked="" type="checkbox"/> 日額	2,000	円 <input type="checkbox"/> 時間額	円
②	フリガナ	トライイクエン	施設・事業名	トライ保育園	所在地	〒777-7777 東大阪市荒本1丁目1-1 電話: XXX-00-□□□□	
	契約している利用料※2	<input checked="" type="checkbox"/> 月額	33,000			円	
③	フリガナ		施設・事業名		所		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額				円	

※書き間違えた場合は・・・

例 荒本
東大阪市衣摺

- ① 二重線で抹消
- ② 正しく記載

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話:	
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額	円
⑤	フリガナ	請求額（Fの合計額）を基に市が審査を行いますので、「請求額と支給決定額（振込額）が異なる」ことがあります。 後日、お送りする「支給決定通知書」を必ずご確認ください。 (月途中で入退園した場合や転出入をした場合等は、補助上限額を日割り計算する場合があります)			
	施設・事業名				
⑥	フリガナ				
	施設・事業名				
契約している利用料					

※ ①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にしを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄のにしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)※3※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)	請求額合計
○年 4月	33,000 円	2,000 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円	72,000 円
○年 5月	33,000 円	10,000 円	43,000 円	37,000 円	37,000 円	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、

または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、

または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数